

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考																
表紙		令和2年 <u>3</u> 月	令和2年 <u>1</u> 月																	
2	第1章 はじめに 1-3 用語の定義	<p><u>(7) 工事監理業務受注者</u> <u>建築物において、工事監理業務を委託した場合の管理技術者及び担当技術者のこと。</u></p> <p><u>(8) 設計意図伝達業務受注者</u> <u>建築物において、設計意図伝達業務を委託した場合の管理技術者及び担当技術者のこと。</u></p> <p><u>(9) 現場技術員等</u> <u>現場技術員、工事監理業務受注者及び設計意図伝達業務受注者を指す。</u></p>	(追加)	建築物における工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託に関する記述を追加。																
		<p><u>(13) システム運営者</u> <u>本ガイドラインにおけるシステム運営者とは、本ガイドラインの対象工事で使用する情報共有システム（あいち建設情報共有システム）の運営者である公益財団法人愛知県都市整備協会のことを指す。</u></p> <p><u>(14) ヘルプデスク</u> <u>本ガイドラインにおけるヘルプデスクとは、システム運営者が設置する問い合わせ窓口のこと。システムの運営、問い合わせ対応、各種手続のほか、操作マニュアル等の資料提供を行う。</u></p>	(追加)	ガイドライン中で「システム運営者」及び「ヘルプデスク」が頻出するが、3-4まで説明がないため定義を追加。																
4	第2章 対象工事	<p>表 2-1 情報共有システムの利用対象工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>令和2年4月以降に契約するすべての工事*</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td><u>契約図書等で指定された工事</u></td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td><u>契約図書等で指定された工事</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	対象工事	建設局及び都市整備局	令和2年4月以降に契約するすべての工事*	建築局	<u>契約図書等で指定された工事</u>	農業水産局及び農林基盤局	<u>契約図書等で指定された工事</u>	その他の機関	契約図書等で指定された工事	<p>表 2-1 情報共有システムの利用対象工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>① 令和2年4月以降に契約するすべての工事* ② <u>令和2年3月以前の契約工事のうち、契約図書で指定された工事</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	対象工事	建設局及び都市整備局	① 令和2年4月以降に契約するすべての工事* ② <u>令和2年3月以前の契約工事のうち、契約図書で指定された工事</u>	その他の機関	契約図書等で指定された工事	建築局、農業水産局及び農林基盤局について記述を追加
発注機関	対象工事																			
建設局及び都市整備局	令和2年4月以降に契約するすべての工事*																			
建築局	<u>契約図書等で指定された工事</u>																			
農業水産局及び農林基盤局	<u>契約図書等で指定された工事</u>																			
その他の機関	契約図書等で指定された工事																			
発注機関	対象工事																			
建設局及び都市整備局	① 令和2年4月以降に契約するすべての工事* ② <u>令和2年3月以前の契約工事のうち、契約図書で指定された工事</u>																			
その他の機関	契約図書等で指定された工事																			

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考																																					
6	第3章 情報共有システムを利用した工事の実施方法 3-2 契約図書における明示	(2) 周知のための明示【令和2年4月以降に契約する <u>建設局及び都市整備局</u> の対象工事】	(2) 周知のための明示【令和2年4月以降に契約する対象工事】	周知のための明示は、建設局及び都市整備局の工事に限定																																					
7	3-3 事前協議	工事契約の締結後、システムの利用申込までに、「 <u>電子納品・情報共有 協議チェックシート</u> 」(図 3-2、以下「 <u>チェックシート</u> 」という)の記載項目に基づき、受発注者間で協議及び確認を行う。	工事契約の締結後、システムの利用申込までに、「 <u>着手時チェックリスト</u> 」(図 3-2、以下「 <u>チェックリスト</u> 」という)の記載項目に基づき、受発注者間で協議及び確認を行う。	電子納品運用ガイドラインの改定を反映(国ガイドラインに合わせて「チェックシート」に改称)。																																					
7	(1)②使用する帳票様式	<p>【新】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>帳票名</th> <th>利用の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>建設局</u> <u>都市整備局</u> <u>農業水産局</u>※ <u>農林基盤局</u>※</td> <td rowspan="4">県様式(土木)</td> <td>工事打合簿</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段階確認報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工状況把握報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料確認報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>国交省様式</u></td> <td rowspan="4"></td> <td>工事打合簿</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段階確認書</td> <td>◇</td> <td>施工状況把握にも利用</td> </tr> <tr> <td>材料確認書</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事履行報告書</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>建築局</u></td> <td><u>県様式(建築)</u></td> <td><u>工事打合簿</u></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：必須 ※<u>農業水産局及び農林基盤局は、県様式(土木)の工事打合簿のみ使用</u> ◇：<u>建設局及び都市整備局の発注工事において、受注者が国交省様式の使用を希望する場合は必須</u> △：任意(受発注者間の協議により利用の有無を定める)</p>		組織	帳票名	利用の可否	備考	<u>建設局</u> <u>都市整備局</u> <u>農業水産局</u> ※ <u>農林基盤局</u> ※	県様式(土木)	工事打合簿	○		段階確認報告書	○		施工状況把握報告書	○		材料確認報告書	○		<u>国交省様式</u>		工事打合簿	◇		段階確認書	◇	施工状況把握にも利用	材料確認書	◇		工事履行報告書	△		<u>建築局</u>	<u>県様式(建築)</u>	<u>工事打合簿</u>	○		建築及び農林の使用する様式について記載
組織	帳票名	利用の可否	備考																																						
<u>建設局</u> <u>都市整備局</u> <u>農業水産局</u> ※ <u>農林基盤局</u> ※	県様式(土木)	工事打合簿	○																																						
		段階確認報告書	○																																						
		施工状況把握報告書	○																																						
		材料確認報告書	○																																						
<u>国交省様式</u>		工事打合簿	◇																																						
		段階確認書	◇	施工状況把握にも利用																																					
		材料確認書	◇																																						
		工事履行報告書	△																																						
<u>建築局</u>	<u>県様式(建築)</u>	<u>工事打合簿</u>	○																																						

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考																						
		<p>【旧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>帳票名</th> <th>利用の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県様式（土木）</td> <td>工事打合せ簿</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>段階確認報告書</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>施工状況把握報告書</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>材料確認報告書</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">国土交通省様式</td> <td>工事打合せ簿</td> <td>◇</td> </tr> <tr> <td>段階確認書</td> <td>◇</td> <td>施工状況把握にも利用</td> </tr> <tr> <td>材料確認書</td> <td>◇</td> </tr> <tr> <td>工事履行報告書</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：県様式（土木）を使用する場合は必須 ◇：国土交通省様式を使用する場合は必須 △：任意機能（受発注者間の協議により利用の有無を定める）</p>		帳票名	利用の可否	備考	県様式（土木）	工事打合せ簿	○	段階確認報告書	○	施工状況把握報告書	○	材料確認報告書	○	国土交通省様式	工事打合せ簿	◇	段階確認書	◇	施工状況把握にも利用	材料確認書	◇	工事履行報告書	△	
帳票名	利用の可否	備考																								
県様式（土木）	工事打合せ簿	○																								
	段階確認報告書	○																								
	施工状況把握報告書	○																								
	材料確認報告書	○																								
国土交通省様式	工事打合せ簿	◇																								
	段階確認書	◇	施工状況把握にも利用																							
	材料確認書	◇																								
	工事履行報告書	△																								
9	図 3-2 協議チェックシート	(省略)	(省略)	電子納品運用ガイドラインの改定に伴い様式を差替え																						
10	3-4 情報共有システム利用の準備 (1) システムの準備	<p><u>あいち建設情報共有システム ヘルプデスク</u> 電子メール：akjs-hd@aichi-toshi.or.jp 電話：052-756-0032（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）</p>	(追加)	分かりやすさのため、ヘルプデスクの連絡先を明示																						
	(2) システムの利用案内及び申込み	<p>③ 利用申込にあたり、受注者側の利用者情報（現場代理人、主任・監理技術者等）と、適用する電子納品要領の指定が必要となるため、「3-3 事前協議」にて要領の確認を行うこと（利用申込後は、適用する電子納品要領を変更できないので注意すること）。</p>	<p>③ 利用申込にあたり、受注者側の利用者情報（現場代理人、主任・監理技術者等）と、適用する電子納品要領の指定が必要である。</p>	注意すべき事柄を具体的に明示																						

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月		令和2年1月		備考
11	(4) 工事関係者の登録	現場技術員	監督支援業務を委託している場合	現場技術員	監督支援業務を委託している場合	建築工事における工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託に関する記述を追加。
		<u>工事監理業務受注者又は設計意図伝達業務受注者の管理技術者及び担当技術者</u>	<u>建築工事において工事監理業務又は設計意図伝達業務を委託している場合</u>	発注者側の閲覧者※1 ※2	総括監督員・主任監督員以外が確認・閲覧する場合	
	(5) 契約変更等への対応	契約金額や工期の変更時、又は監督員の変更時には、発注者がシステムへ契約情報を提供するため、受注者による手続は不要である。 <u>また、契約金額や工期の変更に伴うシステム利用料の変更はない。</u>		契約金額や工期の変更時、又は監督員の変更時には、発注者からシステムへ契約情報を提供するため、受注者による手続は不要である。		
14	3-5-3 受注者による発議	<p>(5) 個人情報等の匿名化</p> <p>① 工事打合簿及び添付書類において、個人情報等の秘密を要する情報は<u>匿名化を原則（第三者に関する個人情報は必須）とし、匿名化した情報は電子成果品にも含めない</u>（表 3-1 に例を示す）。</p> <p>（中略）</p> <p>② 匿名化を行う場合は、関係者リスト(表 3-2)等を作成のうえ、受発注者間で情報共有する。電子データにより情報共有する場合は、<u>暗号化（パスワード保護等）</u>を行うこと。関係者リストは、<u>完了時の工事書類に紙資料として含め納品する</u>。</p> <p>③ 入札情報や現場掲示等により公開されている情報（受注者名、代表者名、下請負業者名、</p>		<p>(5) 個人情報等の匿名化</p> <p>① 工事打合簿及び添付書類において、個人情報等の秘密を要する情報は<u>匿名化等により記載しないこととし、電子成果品にも含めない</u>（表 3-1 に例を示す）。</p> <p>（中略）</p> <p>② 匿名化を行う場合は、関係者リスト(表 3-2)等を作成のうえ、受発注者間で情報共有する。電子データにより情報共有する場合は、<u>暗号化（パスワード保護）等</u>を行うこと。関係者リストは、<u>納品時の工事書類に紙資料として含める</u>。</p> <p>③ 入札情報や現場掲示等により公開されている情報（受注者名、代表者名、下請負業者名、現場代理人名等）は、原則として匿名化しな</p>		匿名化について補足説明を追記

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考
		<p>現場代理人名、<u>主任技術者名</u>等)は、原則として匿名化しない、ただし、公開されていない項目(現場代理人の生年月日や<u>個人の</u>携帯電話番号、一般作業員の氏名等)は、<u>受注者の判断に基づき匿名化を基本とする。</u></p>	<p>い、ただし、公開されていない項目(現場代理人の生年月日や携帯電話番号、一般作業員の氏名等)は<u>匿名化の対象となるため注意すること。</u></p>	
16	3-5-4 発注者による確認	<p>(1) <u>現場技術員等</u>を配置している場合 専任監督員による確認に先立ち、<u>現場技術員等</u>が内容を確認する。</p> <p>(2) 決裁経路の確認及び修正 (中略)</p> <p>※1：<u>迅速な対応のため</u>、監督員以外の決裁経路への追加は必要最小限とすること。</p> <p>※2：<u>工事打合簿には監督員以外の印影は残らない(ただし、建築工事における工事監理業務受注者及び設計意図伝達業務受注者の印影は残る)</u>。監督員以外の決裁結果はシステムで確認できるが、工事完了後は消去される。したがって、工事完了後も正式な決裁の記録が必要な場合(<u>公文書としての保存が必要な場合</u>)は、<u>専任監督員が</u>工事書類を印刷機能によりPDFファイル等に変換し、「総合文書管理システム」へ添付のうえ決裁を受けること。</p>	<p>(1) <u>監督支援業務</u>を委託している場合 専任監督員による確認に先立ち、<u>現場技術員</u>が内容を確認する。</p> <p>(2) 決裁経路の確認及び修正 (中略)</p> <p>※1：監督員以外の決裁経路への追加は、必要最小限とすること。</p> <p>※2：監督員以外の決裁結果はシステムで確認できるが、工事完了後は消去される。<u>電子成果品の工事打合簿には、監督員以外の印影は残らない。</u>したがって、工事完了後も正式な決裁の記録が必要な場合は、<u>工事書類を印刷機能によりPDFファイル等に変換し、「総合文書管理システム」へ添付のうえ決裁を受けること。</u></p>	<p>建築工事における工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託を対象に追加</p> <p>建築工事の打合せ簿では、工事監理業務受注者及び設計意図伝達業務受注者の印影が残るため記述を変更。 その他、補足説明を追記。</p>

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考
16	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	<p><u>工事書類の発議、提出、決裁及び保管にあたって、特殊な手順を伴う様式について個別の説明を次に示す。</u></p> <p>(1) 建設局及び都市整備局</p> <p>県様式 <u>(土木)</u> の段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書は、「引用提出」機能を用いて処理し、完了時には最終版を納品する。</p> <p>県様式 <u>(土木)</u> のうち、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書は、施工計画時に作成した書類を繰り返し利用するため、システムでは次のとおり処理を行う <u>(段階確認報告書を例として説明)</u>。</p>	<p>県様式の段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書は、「引用提出」機能を用いて処理し、完了時には最終版を納品する。</p> <p>県様式のうち、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書は、施工計画時に作成した書類を繰り返し利用するため、システムでは次のとおり処理を行う <u>(段階確認の例)</u>。</p>	建築及び農林で使わない様式のため説明を修正
18	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	<p>(2) 建築局</p> <p><u>すべての提出書類は、工事打合簿に添付して提出する。</u></p>	(追加)	建築局における取扱いを追記
20	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物	(省略)	(省略)	電子納品運用ガイドラインの改定に合わせて全面的に修正
22	3-7-5 二重納品の禁止	<p>電子納品する書類等は、次に該当する場合を除き <u>紙及び電子媒体（以下「紙等」とする）による納品は不要であり、発注者が紙等の提出を求めてはいけない。</u></p>	<p>電子納品する書類等は、次に該当する場合を除き、<u>原則として紙による納品は不要とする。</u></p>	電子成果品のシステム提出時は、紙成果だけでなく電子媒体の提出も不要であることを明示

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考
23	3-8 その他の機能の利用	<u>次の機能の利用は任意とするが、建設工事の生産性向上につながる場合は積極的に利用に努めること。利用を希望する場合は、原則として受発注者間の事前協議にて利用の有無を定める。今後、これらの機能の利用についてルール化が必要となった場合は、本ガイドラインの改定時に追記する。</u>	(追加)	その他の機能の位置付けについて説明を追加
24	3-9 工事検査	3-9 <u>工事</u> 検査	3-9 <u>完了</u> 検査	完了検査に限定しないため表現を修正
		(1) 受注者は、システムから <u>電子データ(完了検査時は、発注者の確認を受けた電子成果品とする)</u> をダウンロードし、検査用のパソコン内に保存する(検査時はシステムに接続不要)。	(1) 受注者は、システムから <u>発注者の確認を受けた電子成果品</u> をダウンロードし、検査用のパソコン内に保存する。(検査時はシステムに接続不要)	中間検査時は、発注者の確認を受けた電子成果品でなくてもよいことを明示
		<u>(2) 検査対象のデータが多い場合は、検査用パソコンを2台用意することが望ましい。受注者による2台目のパソコンの用意が困難な場合は、事前協議により発注者のパソコンを利用するなど、発注者が協力すること。</u>	(追加)	検査の効率的な実施のため、パソコン2台の準備を推奨。
25	3-10 情報共有システムの利用完了	(1) 完了検査において、電子成果品に修補等が生じた場合は、 <u>発注者が「再納品依頼」を行ったのち、受注者は速やかに訂正のうえ「提出」し、発注者の確認を受ける。</u>	(1) 完了検査において、電子成果品に修補等が生じた場合は、受注者は速やかに訂正し <u>発注者の確認</u> を受ける。	システム操作をイメージしやすい記述に見直し

「愛知県情報共有運用ガイドライン」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	令和2年1月	備考																
		<p>※1：発注者が、<u>オンライン電子納品に対応した「電子成果品保管管理システム」</u>を使用していない場合※2は、契約図書等の定めるところにより、次のいずれかの対応をとる。 (以下略)</p> <p>※2：主として表 2-1 <u>情報共有システムの利用対象工事表における「その他の機関」を想定している。</u></p>	<p>※1：発注者が、<u>愛知県建設局が運用する「電子成果品保管管理システム」</u>を使用していない場合は、契約図書等の定めるところにより、次のいずれかの対応をとる。 (以下略)</p>	<p>建設局以外でもオンライン電子納品を行う可能性があるため、記述を変更。</p>																
26	第4章 積算上の取扱い	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>積算上の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む</td> </tr> <tr> <td><u>建築局</u></td> <td><u>共通仮設費に積み上げ計上(発注者がシステム利用を指定する場合に限る)。</u></td> </tr> <tr> <td><u>農業水産局及び農林基盤局</u></td> <td><u>共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>発注機関の積算基準に基づく</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	積算上の取扱い	建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む	<u>建築局</u>	<u>共通仮設費に積み上げ計上(発注者がシステム利用を指定する場合に限る)。</u>	<u>農業水産局及び農林基盤局</u>	<u>共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む</u>	その他の機関	発注機関の積算基準に基づく	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>積算上の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む</td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>発注機関の積算基準に基づく</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	積算上の取扱い	建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む	その他の機関	発注機関の積算基準に基づく	<p>建築局、農業水産局及び農林基盤局について記述を追加</p>
発注機関	積算上の取扱い																			
建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む																			
<u>建築局</u>	<u>共通仮設費に積み上げ計上(発注者がシステム利用を指定する場合に限る)。</u>																			
<u>農業水産局及び農林基盤局</u>	<u>共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む</u>																			
その他の機関	発注機関の積算基準に基づく																			
発注機関	積算上の取扱い																			
建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む																			
その他の機関	発注機関の積算基準に基づく																			